

農業大学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 3 月 19 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第 13 号

農業大学校条例の一部を改正する条例

農業大学校条例（昭和 55 年岩手県条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(授業料等の納付等)</p> <p>第 6 条 [略]</p> <p>2 授業料、入学検定料及び入学料（以下「授業料等」という。）の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 授業料 年額<u>115,200円</u></p> <p>(2)・(3) [略]</p>	<p>(授業料等の納付等)</p> <p>第 6 条 [略]</p> <p>2 授業料、入学検定料及び入学料（以下「授業料等」という。）の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 授業料 年額<u>118,800円</u></p> <p>(2)・(3) [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- 1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日において現に在学する者に係る授業料の額については、当該在学する者が研究科に入学する場合を除き、なお従前の例による。